**○法務省令第四十四号**

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十七日

法務大臣　三好　雅子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

## 改正後

（委託事務費）

**第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

| 東京都の区の存する地域 | 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　大阪市　名古屋市 | さいたま市　神戸市 | 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市 | 仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 |
|---|---|---|---|---|
| 四、四一一円 | 四、三〇八円 | 四、二八二円 | 四、二〇五円 | 四、一五三円 | 四、〇五〇円 |

| 札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市 | 上記以外の市町村 |
|---|---|
| 三、九七三円 | 三、八九五円 |

2　［略］

**第六条の二**　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

## 改正前

（委託事務費）

**第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

| 東京都の区の存する地域 | 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　大阪市　名古屋市 | さいたま市　神戸市 | 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市 | 仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 |
|---|---|---|---|---|
| 四、二八七円 | 四、一八四円 | 四、一五八円 | 四、〇八一円 | 四、〇二九円 | 三、九二六円 |

| 札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市 | 上記以外の市町村 |
|---|---|
| 三、八四九円 | 三、七七一円 |

2　［同上］

**第六条の二**　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。